

(平成22年7月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認群馬地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	3 件

## 群馬国民年金 事案 594

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 12 月まで

社会保険事務所(当時)に納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料が未納との回答を受けた。申立期間当時は、近所の方が集金に来ており、夫婦二人分の保険料を私が納付した。申立期間について、夫の保険料が納付済みなのに、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、自身が集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間当時、A市では、国民年金委員及び協力員が設置され、保険料の収納事務を行っていたほか、申立人が居住していた地域には集金人制度が存在していたことが確認でき、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の夫は、オンライン記録により、申立期間の保険料を納付済みであることが確認できるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号はB社会保険事務所(当時)で昭和 45 年 6 月ないし同年 8 月ごろに払い出されており、申立期間当時、A市から保険料の納付書が送付されていたものと推察され、申立人の申立期間の保険料のみが未納とされてい

ることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成13年10月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年10月は20万円、同年11月は16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 10 月 26 日から同年 12 月 1 日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間の保険料控除が確認できる給与明細書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、A社に平成13年10月26日から15年5月25日までの期間勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によれば、当該事業所は、平成13年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないものの、商業登記簿謄本によると、同事業所は同年9月4日に法人の事業所として会社成立していることが確認できることから、同事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定し又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範

囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び報酬月額から、平成13年10月は20万円、同年11月は16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間において当該事業所は厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認めていることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年11月19日から14年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を13年11月19日に、資格喪失日に係る記録を14年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月19日から14年4月1日まで

申立期間において、A社に勤務したが、オンライン記録によると、厚生年金保険の加入記録が無い。給与明細書によると、厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは、申立人に係る雇用保険の加入記録及び申立人から提出された同社の給与明細書に記録されている勤務状況により認められる。

また、申立期間のうち、平成13年11月19日から14年3月1日について、給与明細書によると、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、13年11月から14年2月までの期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社

会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成 13 年 11 月から 14 年 2 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 14 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、申立人から提出された給与明細書によると、当該期間に係る厚生年金保険料は、給与から控除されておらず、このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（\*）における資格取得日に係る記録を平成19年1月26日とし、資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間に係る標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年1月26日から同年4月1日まで

私は、B法人A社に勤務し、途中、法人から個人に経営が代わりA社となった際も、退職することなく継続して勤務していた。しかしながら、オンライン記録によると、申立期間について加入記録が無い。給与から厚生年金保険料が控除されていた事実があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び給与支給明細書により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、平成19年1月26日付けでA社が厚生年金保険の適用事業所（\*）となった際、同日付けで申立人を含め、従業員72人全員が同社に係る被保険者資格を取得しているが、その後、同年5月10日に、申立人を含め同社に係る全員の被保険者資格の取得取消処理が遡<sup>そきゆう</sup>及して行われるとともに、同年4月1日付けで同社が別の事業所番号で適用事業所（\*）となった際に、申立人は、同社に係る被保険者資格を再度取得していることが確認でき、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録が無い。

この取消処理について、管轄の年金事務所は「申立人に係る資格取得取消の届出書の提出は、当時の担当者が事業主へ指示したものであるとの供述が得られたが、その理由は記録が残っておらず、詳細は不明である。」と回答している。



また、前述のとおり、平成 19 年 1 月 26 日付けの被保険者資格の取得者は申立人を含め 72 人であったことや、申立人の雇用保険の加入記録及び給与明細書により、A 社（＊）は、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと判断される上、前述の年金事務所は「平成 19 年 1 月 26 日付けの A 社（＊）に係る厚生年金保険被保険者資格取得者が 72 人いることを踏まえると、適用事業所としての適用要件（5 人以上）を満たしており、被保険者資格の取得を取り消す合理的理由はない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）がかかる処理を行う合理的理由はない上、平成 19 年 5 月 10 日付けで行われた厚生年金保険の取得取消処理は、事実上即時のものとは考え難く、当該処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の A 社（＊）における資格取得日は同年 1 月 26 日、資格喪失日は同年 4 月 1 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、被保険者資格の取得取消前における平成 19 年 1 月の社会保険事務所の記録から、22 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月4日から同年8月8日までの期間において、A社に勤務し、厚生年金保険被保険者であったと認められることから、同社における申立人の資格取得日に係る記録を同年1月4日に、資格喪失日を同年8月8日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年1月から同年9月20日まで

A社に昭和40年1月から同年9月まで勤めていた。大手自動車会社の協力工場で、自動車の修理をしていた。従業員も数十人いる大きな会社だったので、厚生年金保険料も納めていたと思う。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張するA社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同一の生年月日で、名前と漢字が一字異なるが読みは同じである者が昭和40年1月4日に資格を取得し、同年8月8日に資格を喪失している被保険者記録が確認できる上、当該被保険者記録は、基礎年金番号に未統合の記録であることが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた当該事業所において厚生年金保険の記録が確認できる複数の同僚は「申立人に厚生年金保険の記録が無いのはおかしい。私たちと同様な仕事をしていたので彼だけに記録が無いということは考えられない。」と証言している上、そのうちの一人で、同事業所において厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和39年10月1日、資格喪失日が40年7月17日の者は「彼は、私より後に入社した。会社を辞めたのは、私のほうが早かった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の記録は、申立人の被保険者記録であると認められ、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和40年1月4日、資格喪失日は同年8月8日であると

認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和40年8月8日から同年9月20日までの期間については、当該事業所における申立人の勤務実態の証言が同僚から得られないことから、申立人が当該期間において同事業所に勤務していたことを推認できない。

また、当該事業所は、既に適用事業所ではなくなっていることから、申立人の当該期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料等はない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料はない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（\*）における資格取得日に係る記録を平成19年1月26日とし、資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間に係る標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年1月26日から同年4月1日まで

私は、B法人A社に勤務し、途中、法人から個人に経営が代わりA社となった際も、退職することなく継続して勤務していた。しかしながら、オンライン記録によると、申立期間について加入記録が無い。給与から厚生年金保険料が控除されていた事実があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び給与支給明細書により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、平成19年1月26日付けでA社が厚生年金保険の適用事業所（\*）となった際、同日付けで申立人を含め、従業員72人全員が同社に係る被保険者資格を取得しているが、その後、同年5月10日に、申立人を含め同社に係る全員の被保険者資格の取得取消処理が遡<sup>そきゆう</sup>及して行われるとともに、同年4月1日付けで同社が別の事業所番号で適用事業所（\*）となった際に、申立人は、同社に係る被保険者資格を再度取得していることが確認でき、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録が無い。

この取消処理について、管轄の年金事務所は「申立人に係る資格取得取消の届出書の提出は、当時の担当者が事業主へ指示したものであるとの供述が得られたが、その理由は記録が残っておらず、詳細は不明である。」と回答している。

また、前述のとおり、平成 19 年 1 月 26 日付けの被保険者資格の取得者は申立人を含め 72 人であったことや、申立人の雇用保険の加入記録及び給与明細書により、A 社（\*）は、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと判断される上、前述の年金事務所は「平成 19 年 1 月 26 日付けの A 社（\*）に係る厚生年金保険被保険者資格取得者が 72 人いることを踏まえると、適用事業所としての適用要件（5 人以上）を満たしており、被保険者資格の取得を取り消す合理的理由はない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）がかかる処理を行う合理的理由はない上、平成 19 年 5 月 10 日付けで行われた厚生年金保険の取得取消処理は、事実即したものと考えることは難しく、当該処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の A 社（\*）における資格取得日は同年 1 月 26 日、資格喪失日は同年 4 月 1 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、被保険者資格の取得取消前における平成 19 年 1 月の社会保険事務所の記録から、18 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA局における資格喪失日に係る記録を昭和41年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年6月から同年9月までは1万6,000円、同年10月及び同年11月は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月1日から同年12月1日まで

私は、昭和40年5月にA局に臨時雇として採用され、臨時補充員期間を経て正職員となった。臨時補充員になった時点で厚生年金保険の被保険者資格を取得したが、その後、正職員となりB共済組合に加入するまでの期間に6か月の空白が生じている。人事記録に記載されているとおり、申立期間についても臨時補充員として継続して勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった人事記録により、申立人は、申立期間において、A局に臨時補充員として継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、当該事業所において厚生年金保険の加入記録がある者のうち、厚生年金保険の資格喪失後にB共済組合に加入している者8人中、申立人と同職種の同僚を含む6人は、同共済組合に加入するまでの期間、継続して厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、当該事業所は「当時の社会保険事務担当者に確認したところ、臨時補充員は厚生年金保険の加入対象者であり、申立人の加入記録に空白期間があることは不自然であると証言している。」と回答しており、臨時

補充員として勤務していた複数の同僚も同様の証言をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び人事記録から、昭和 41 年 6 月から同年 9 月までは 1 万 6,000 円、同年 10 月及び同年 11 月は 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付していたとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月から同年12月まで  
申立期間の国民年金保険料については、義母が妻の分と一緒に納付してくれたはずである。申立期間について、妻は保険料が納付済みとなっているのに、私が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、義母が、夫婦二人分の保険料を納付したと申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、平成4年9月であり、その時点では、申立期間については時効により保険料を納付することができない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする義母は、既に他界しているため、当時の状況等が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年8月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月から同年9月まで

私は、退職時にそれまで勤務していた会社から離職票をもらい、A市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記憶がある。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職時にそれまで勤務していた会社から離職票をもらい、A市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、保険料の納付場所、納付金額及び納付方法並びに保険料の領収書等に関する記憶が曖昧である上、オンライン記録により申立期間における国民年金被保険者の資格取得の記録が確認できないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料(家計簿、確定申告書等)が無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 8 月から 62 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月から 62 年 5 月まで

私は、厚生年金保険が無い会社に勤務していた昭和 61 年 8 月から 62 年 5 月までの間、国民年金保険料を納付していた。申立期間の前後は厚生年金保険に加入していたので、申立期間のみが未加入であることは無いはずである。申立期間が国民年金に未加入で未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は不明であるが A 市役所か B 市役所に行き、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 2 年 10 月に B 市で払い出されており、その時点では、申立期間については、時効により保険料を納付することができない。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 2 年 3 月まで  
父は、私の大学在学中も、国民年金保険料を農協を通じて納付してくれたはずである。申立期間について、国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その父親が A 農協を通じて保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の住所は申立期間のほぼ全期間にわたって B 市にあったことが戸籍の附票から明らかであり、C 町においてその父親が申立期間の保険料を納付することは困難である上、その父親も、申立期間中の保険料納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに B 市において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から5年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から5年7月まで  
申立期間当時、私は大学生だったので、母が国民年金保険料を納付してくれていた。その都度保険料を納付することができなかつたので、まとめて納付していたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が保険料を納付してくれていたと主張しているが、オンライン記録により、申立期間直後の平成5年8月から7年3月までの保険料を同年9月にまとめて納付していることが確認でき、その時点では、申立期間については時効により保険料を納付することができない上、保険料を納付したとするその母親は、同年9月より前に保険料を納付した記憶は無いと申述している。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、ほかに申立期間の保険料をさかのぼって納付した事情もうかがえない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで  
② 昭和 56 年 6 月 26 日から 57 年 3 月 1 日まで  
③ 昭和 57 年 3 月 1 日から 63 年 11 月 1 日まで

昭和 56 年 3 月から 57 年 2 月までの期間、A 社に勤務していた。就労した月から厚生年金保険に加入し、継続して勤務していたのに、加入記録が 1 か月となっていることに納得できない。また、同年 3 月から 63 年 10 月までの期間、B 社に勤務していたのに加入記録が無いことに納得できない。各申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①において、申立人が A 社に勤務していたことは、元同僚の証言から推認できる。

しかしながら、当該事業所の経理責任者は、「当社は、原則として 3 か月間の試用期間を設けており、試用期間中は厚生年金保険に加入させておらず、保険料控除も行っていない。申立人の場合は、子供が生まれるということで、昭和 56 年 5 月 1 日に社会保険に加入させたのではないか。」と回答しており、試用期間の運用については元従業員も同様の証言をしている。

申立期間②については、申立人は、A 社において、昭和 56 年 6 月 26 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、これは雇用保険の加入記録と一致している上、C 市の国民年金被保険者名簿及び国民健康保険の記録により、申立人は、同期間において、国民年金及び国民健康保険に加入し、同期間の国民年金保険料を納付していることが確認でき

る。

また、C市は、「国民健康保険の加入は、必ず、本人又は家族の申し出に基づいて行う。申立期間当時においても、社会保険離脱証明書等により、加入理由を確認していると思う。」と回答している。

さらに、申立人が、当該事業所において、当該期間に係る勤務実態があったことを確認できる証言及び関連資料等は得られなかった。

申立期間③において、申立人がB社に勤務していたことは、複数の元同僚の証言から推認できる。

しかしながら、当該事業所の事業主からは、証言が得られず、関連資料の提供も受けられない上、元同僚からも申立人の勤務期間や勤務実態に関する証言を得ることができない。

また、申立人が名前を挙げた二人の同僚については、オンライン記録からは厚生年金保険被保険者としての加入記録は確認できない。

さらに、申立人は、C市の国民年金被保険者名簿及び国民健康保険の記録により、申立期間③において、国民年金及び国民健康保険に加入している上、国民年金保険料の納付に関し、同市による2回の戸別訪問を受け、昭和58年4月に戸別訪問があった後の昭和58年度及び59年度は申請免除の記録があること、及び63年3月に2回目の戸別訪問があった後に保険料の過年度納付をしたことが確認できる。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月 25 日ごろから 33 年 1 月 5 日まで  
昭和 29 年 3 月に中学校を卒業後、A社に入社したが、後に入社した弟と厚生年金保険に加入した日が同じになっていることには納得ができない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の中学校の1年先輩であり、昭和 28 年 4 月 1 日にA社において被保険者資格を取得している同僚の証言により、申立人が同社に 29 年 4 月ごろに入社していることは推認できる。

しかしながら、当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、前述の同僚が資格取得している昭和 28 年 4 月 1 日以降、申立人が資格取得している 33 年 1 月 5 日までの間、同事業所において被保険者資格を取得しているものは一人もない上、申立期間において、健康保険の整理番号に欠番も無い。

また、申立人とともに当該事業所に勤務していた申立人の弟は、申立人及び同僚の証言により、入社日が昭和 31 年 9 月か同年 10 月ごろと認められるところ、厚生年金保険被保険者の資格取得日は申立人と同じ 33 年 1 月 5 日となっており、同事業所が従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、昭和 33 年 1 月 5 日には申立人及び申立人の弟のほか、4人が資格取得しているところ、その6人の厚生年金保険被保険者記号番号が連番で払い出されていることから、事業主が、28 年 4 月 2 日以降に入社した従業員を一括して 33 年 1 月 5 日付けで被保険者資格取得の届出を行っ

たことがうかがえる。

加えて、当該事業所は既に解散しており、事業主も亡くなっていることから、厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 11 月から 26 年 4 月まで  
昭和 24 年 11 月に先輩の紹介でA社に入社し、経理事務を任された。妻が長男を妊娠中だったこともあり、自分は社会保険が適用されない会社には絶対に行かないと決めていたので、入社してすぐに自分で社会保険の加入手続をした。自分で手続をしたので、明確に記憶している。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは、申立人の具体的な申述内容及び元同僚の証言から推認できる。

しかしながら、事業所記号払出簿によると、当該事業所に対し事業所記号が払い出された形跡は見当たらない上、同事業所の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の適用状況について確認できる関連資料や証言を得ることもできない。

また、当該事業所の事業主及び申立人が名前を記憶している同僚については、申立期間において申立人と同様、同事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できないため、同事業所に勤務していた従業員が厚生年金保険の被保険者であった事実はうかがえない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。